

平成30年度から適用される

税の概要についてお知らせします

税務課市民税係 ☎ 25-1134

セルフメディケーション 税制による 医療費控除の特例

セルフメディケーション 税制とは

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める目的で、「一定の取り組み」を行う個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間にスイッチOTC医薬品（市販薬のうち医療用から転用された特定成分を含む医薬品）を購入した場合に、一定の金額の所得控除を受けることができます。

なお、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例ですので、これまでの医療費控除と併用することができません。

「一定の取り組み」とは

・保険者（健康保険組合、市町

村国保など）が実施する健康診査

・市町村が健康増進事業として行う健康診査

・予防接種（定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種）

・勤務先で実施する定期健康診断

・特定健康診査（メタボ検診、特定保健指導）

・市町村が健康増進事業として実施するがん検診

控除額の計算方法

その年中に支払ったスイッチOTC医薬品購入費の合計額－保険金などで補てんされる金額－1万2千円＝控除額（上限額8万8千円）

控除を受けるためには

適用を受ける年分において「一定の取り組み」を行ったことを証明する書類（領収書、結果通知表など）を確定申告または

は市・県民税申告の際に提出する必要があります。また、領収書や結果通知表のみでは任意で受けたものと区別がでない場合には、事業主または保険者に別途証明書の発行を依頼する必要があります。

医療費控除の 適用を受ける際の 添付書類について

平成30年度の市・県民税申告（平成29年分確定申告）から領収書の提示または提出をする代わりに、**医療費控除の明細書**を添付することが必要となりました。

医療費控除の明細書は医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合などが発行する医療費のお知らせなど）を添付することで省略できます。

領収書についてはこれまで

と同様、5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

※平成32年度の市・県民税申告（平成31年分確定申告）までは、経過措置として領収書の提示または添付によることもできます。

医療費控除の明細書 記載例

国税太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

国税太郎さんが受けた医療	
2/18 ■■病院 診療	6,000円 ①
5/28 ■■病院 診療	3,400円 ①
▲▲薬局 医療品	700円 ②
国税花子さんが受けた医療	
9/13 ●●診療所 診療	3,300円 ③
	医療品1,100円



医療を受けたかた、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。

医療費の明細欄			
(1) 医療を受けたかたの氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	9,400円
② 同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	700円
③ 国税花子	●●診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	4,400円